

大雪災害時における「放置車両の移動訓練」を実施します ～道路交通確保を目的とした実働訓練～

- 国土交通省徳島河川国道事務所では、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置されることで、通行障害となる場合を想定し、道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

開催日時 平成28年11月18日（金）14時00分～15時30分
※小雨決行（ただし、大雨・雪等の場合は中止）

訓練会場 徳島県三好市池田町西山 みよし いけだ にしやま 【参考資料－1】
「一般国道32号猪ノ鼻道路：込野地区（未開通箇所）」
いのはな こみの

参加機関 三好警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、
徳島河川国道事務所及び道路維持工事受注者等 約40名

訓練内容 大雪時、国道上に放置されている車両を想定した移動訓練
【参考資料－2】
※取材可能です。

- 平成26年11月21日に災害対策基本法の改正法が施行されました。
これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者自ら放置車両の移動が可能となりました。 ※改正災害対策基本法の概要【参考資料－3】
- 平成26年12月5日に発生した徳島県西部の豪雪時には、改正災害対策基本法を全国で初めて適用し、国道192号の立ち往生車両や放置車両等の移動を行いました。

平成28年11月14日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組みに該当します。

問い合わせ先 ◎：主な問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

徳島河川国道事務所

副所長（道路）

◎事業対策官（管理）

TEL 088-654-2211（代表）

ひのきだ ゆきのぶ
檜田 幸伸 内線（205）

えがわ まさかつ
江川 昌克 内線（308）



訓練会場
 みよし いけだ にしやま
徳島県三好市池田町西山
 いのはな こみの
一般国道32号 猪ノ鼻道路 込野地区(未開通箇所)



昨年度の「放置車両の移動訓練」実施状況 (実施日H27.11.10)



◎ 訓練内容

訓練1: 災害対策基本法に基づく区間指定の訓練

訓練2: 道路パトロールカー及び車両簡易移動器具で普通自動車を移動

訓練3: JAF作業車により普通自動車をレッカー移動

訓練4: 道路維持工事受注業者のグレーダー等でトレーラを牽引

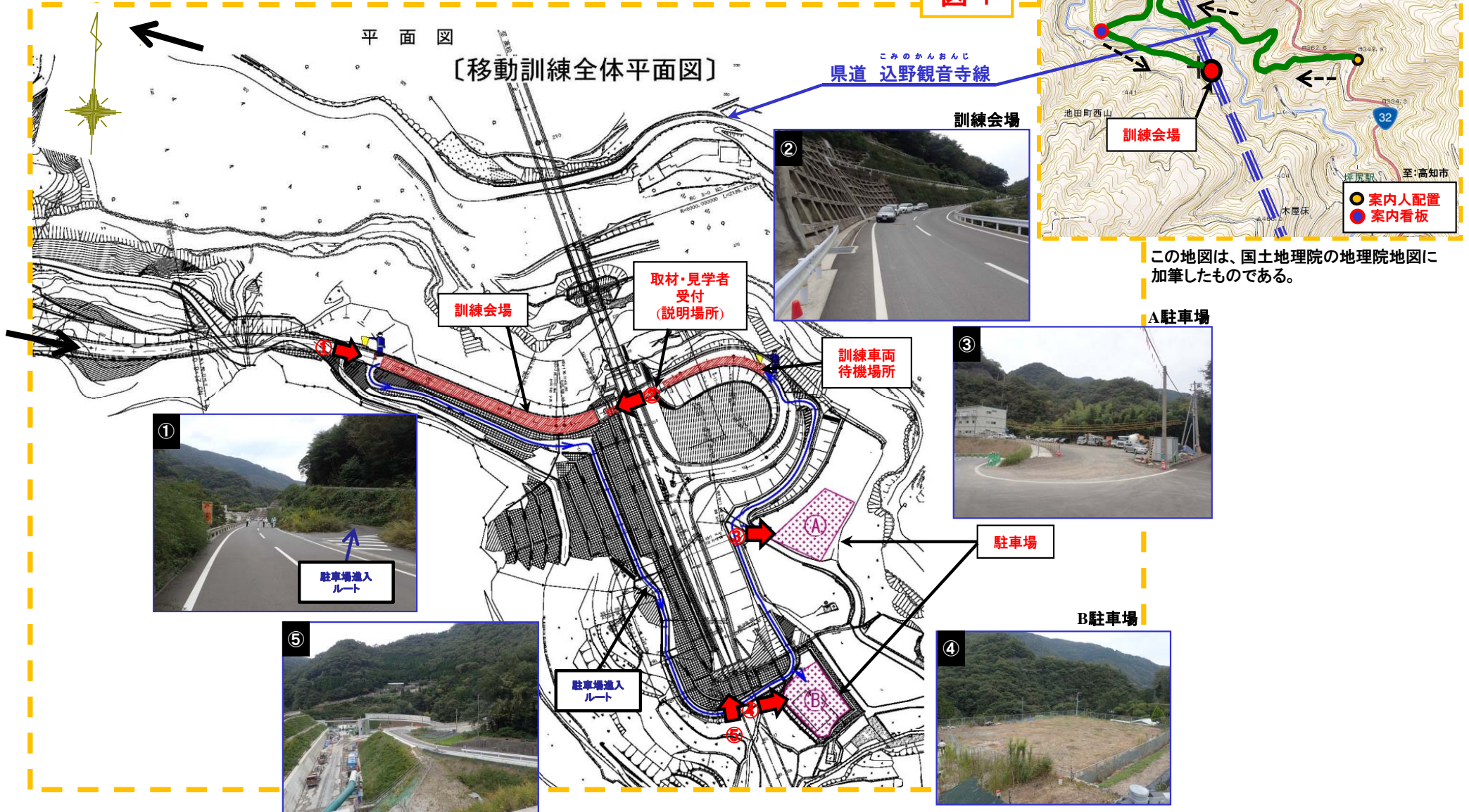


図-1

この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正（平成26年法律第114号）の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づけられた。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等 に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



（首都直下地震における八方向作戦の例）

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策（例：ホイールローダーによる移動）

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応